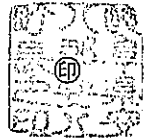


(審査庁)

安八町長

堀

正



審査請求についての裁決の概要の公表について

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第85条の規定に基づき、審査庁が行った審査請求の裁決等の内容について下記のとおり公表する。

記

[不服申立ての裁決等の内容]

① 審査請求年月日

平成30年 1月29日

② 裁決日

平成30年 4月12日

③ 処理期間

74日

④不服申立ての概要と裁決内容

1) 処分の類型（法令根拠）

安八町消防団への入団申込みについての不承認の決定

2) 裁決内容（認容、棄却等）

却下

[理由] 行政不服審査法第1条第1項に規定されている「処分その他公権力の行使」にあたるものではなく、処分性を有する行政作用ではないため。